

特定口座約款集

- 目 次 -

- 特定口座約款
- 特定管理口座約款
- 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

moomoo 証券株式会社

令和 5(2023)年 9 月

特定口座約款

(特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款)

第1条 (約款の趣旨)

1. この約款は、お客様(個人のお客様に限ります。)が特定口座内(租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下同じ)保管上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために、moomoo証券株式会社(以下「当社」といいます。)に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託(以下「保管の委託等」といいます。)について、同条11の3第2項及び第3項に規定される要件及び、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
2. お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この約款に定めがない場合は、諸法令及び当社の「証券総合口座取引約款」及びその他の約款の定めるところによるものとします。
3. 当社は本約款においての保管などの委託を、別途定めによる場合、又は別途当社からお客様にご案内する場合を除き、原則的にインターネット経由で提供することとし、お客様はインターネット上で取引を行う場合は、「インターネット取引取扱規程」に基づき、関連取引を行う必要があります。

第2条 (特定口座開設届出書等の提出)

1. お客様は、あらかじめ、インターネット経由(moomooアプリ又は当社のホームページ経由、以下同じ)又は当社別途所定の方法により、当社に対し、特定口座開設の申請を行い、これにより特定口座の設定を申し込むものとし、当社がこれを承諾した場合に、特定口座の設定及び特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当社に複数の特定口座を開設することはできないものとします。また、お客様は当社に対し、特定口座開設の申請を行うとともに、租税特別措置法施行令第25条の10の3第2項に規定する書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令に基づく本人確認を受ける必要があります。なお、お客様が既に当社に対

して本人を確認できる書類・情報を提供している場合であって、かつ、その情報に変更がなくお客様が同意した場合に、当社は、お客様から既にご提出いただきました情報をもって本規約による関連資料の提出があったこととみなします。

2. お客様は、源泉徴収を選択される場合には、当社所定の方法により、あらかじめ、当社に対し、「特定口座源泉徴収選択届出書」(以下「当該選択届出書」といいます。)を提出しなければならず、提出した場合には、特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引及び発行日取引(以下「信用取引等」といいます。)に係る差金決済による所得について、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する特例(以下「源泉徴収」といいます。)の適用を受けるものとします。なお、当該選択届出書が提出された年の翌年以後については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申し出がない限り、その年において最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時より前に、当該選択届出書の提出があったものとみなします。
3. お客様が当社に対して「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払確定日前の当社が定める日以後、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

第3条 (特定保管勘定における保管の委託等)

1. 上場株式等の保管の委託等は、特定口座に設けられた特定保管勘定(当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ)において行います。
2. 上場株式等の信用取引等は、特定信用取引等勘定(この約款に基づき特定口座において処理される上場株式等の信用取引等につき、当該信用取引等の処理に関する記録を他の取引に関する記

録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ)において行います。

第4条 (所得金額の計算)

当社は、特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済による所得金額の計算を、租税特別措置法、その他関係法令及び政省令の定めに基づき行います。

第5条 (特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)

1. 当社は、お客様の特定口座に設けられた特定保管勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)から、お客様が申請を行う際に、当社が実際取り扱う保管勘定のみを受入れます。
 - (1) 第2条に定めのある「特定口座開設届出書」の提出後に、当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ及び代理を含みます。)により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等
 - (2) 当社以外の金融商品取引業者に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等であって、所定の方法により、当社の特定口座に移管(一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等が全て移管される場合に限ります。)された上場株式等
 - (3) 当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)又は同条第4項に規定する売出しにより取得した上場株式等
 - (4) 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行った信用取引等により買付けた上場株式等のうち当該信用取引の決済により受渡が行われたもので、その受渡しの際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等
 - (5) 贈与・相続(限定承認に係るものを除きます。以下、同じ)又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ)により取得した当該贈与した者、当該相続に係る被相続人又

は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社に開設していた特定口座租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座、同法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座又は特定口座以外の口座(非課税口座及び未成年者口座を除きます。以下「相続等一般口座」といいます。)に引続き保管の委託等がされている上場株式等であって、所定の方法により、移管(一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等が全て移管される場合に限り、)された上場株式等。なお、本号及び本条第(6)号の取扱詳細については、当社に事前に相談する必要があります。

- (6) お客様が贈与、相続又は遺贈により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社以外の金融商品取引業者等に開設していた特定口座又は相続等一般口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により、移管(一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等が全て移管される場合に限り、)された上場株式等
- (7) お客様が当社に開設している口座に保管の委託等がされている上場株式等につき、会社法第185条に規定する株式無償割当て、同法第277条に規定する新株予約権無償割当て又は投資信託及び投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で、その割当ての時に、当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- (8) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併(法人課税信託に係る信託の併合を含みます。)(合併法人の株式(出資を含みます。第13号を除き、以下この条において同じ)又は合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの(当該法人の株主等に当該合併法人の株式又は合併親法人株式及び当該法人の株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として金銭その他の資産の交付がされるもの並びに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。))により取得する当該合併法人の株式又は合併親法人株式で、特定口座への受入れを、保管

の委託等をする方法により行われるもの

- (9) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方のみの交付が行われるもので、当該株式が分割法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該株主等の有する当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されるものに限ります。）により取得する当該分割承継法人の株式又は当該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- (10) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の株式分配（当該法人の株主等に完全子法人の株式のみの交付が行われるもので、当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されるものに限ります。）により取得する当該完全子法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- (11) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第 57 条の 4 第 1 項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第 2 項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- (12) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- (13) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使、特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利若しくは新株予約権の行使、特定口座内保管上場株式等である新株予約権、当社に開設されたお客様の非課税口座に受け入れられた新株予約権若

しくは当社に開設されたお客様の未成年者口座に受け入れられた新株予約権の行使、お客様が与えられた所得税法施行令第 84 条第 2 項第 1 号から第 4 号までにかかる権利の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生若しくは行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの

(14)前各号のほか租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項に基づき定められる上場株式等

2. 当社は、お客様の特定信用取引等勘定においては、「特定口座開設届出書」の提出後に開始する上場株式等の信用取引等に関する事項のみを処理いたします。

第6条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社が承諾した場合当社に対して譲渡する方法、その他租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 7 項に定められる方法のいずれかにより行います。

第7条（源泉徴収）

1. 当社は、お客様から「特定口座源泉徴収選択届出書」をご提出いただいたときは、租税特別措置法第 37 条の 11 の 4、地方税法第 71 条 51、その他関係法令及び政省令の規定に基づき、所得税及び地方税（道府県民税株式等譲渡所得割）の源泉徴収を行います。
2. 前項の源泉徴収を行う口座における特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価のうち、お客様の外国証券に付与された新株引受権の売却代金その他譲渡後直ちに銀行振込等に充てられるものについて、その譲渡により生じた特定口座内調整所得金額に 10% を乗じて計算した金額の銀行振込等を行わないことがあります。
3. 外貨決済による上場株式等の譲渡に係る所得の源泉徴収は、当社が定める方法により行います。

第8条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座からの上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合に

は、当社は、お客様に対し、当該払出しのあった当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに規定する取得日及び当該取得日に係る数等を、moomooアプリのプッシュ通知及び／又は電子メールなど当社所定の方法により通知いたします。

第9条（特定口座内保管上場株式等の移管）

当社は、第5条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)第1項(2)に規定するお客様の特定口座への移管については、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項の定めるところにより行います。

第10条（相続又は遺贈等による特定口座への受入）

当社は、第5条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)における相続又は遺贈等による特定口座への受入は、租税特別措置法施行令に定めるところにより行います。

第11条（届け出事項の変更）

1. お客様は、第2条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客様の氏名又は住所、電子メールアドレス、電話番号等が変更されたときは、遅滞なく変更された情報を当社所定の方法により、当社に通知するものとします。
2. お客様が前項の変更を届け出る際には、お客様は当社に対し、お客様の氏名、住所及び生年月日が記載された「個人番号カード」等当社が定める一定の書類をあわせて提出するものとします。
3. お客様が「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出している場合で、当該源泉徴収の廃止を希望する場合は、その年最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をするとき（当社との間で上場株式等保管委託契約及び上場株式等信用取引契約を締結しているお客様の場合は、その年最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をするとき）までに、当社に対し、当社の定める所定の方法で「特定口座源泉徴収選択廃止届書」を提出するものとします。

第12条（年間取引報告書の送付）

1. 当社は、特定口座を開設しているお客様に対して、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項及び第 8 項に定めるところにより、「特定口座年間取引報告書」2 通を作成し、翌年 1 月 31 日までに、1 通をお客様に交付し、1 通を所轄の税務署長に提出いたします。
2. 当社は、お客様が開設した特定口座において、その年中に上場株式等の譲渡及び上場株式等の配当等の受入れが行われなかった場合は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 8 項に定めるところにより、お客様からの請求があった場合のみ、翌年 1 月 31 日までに特定口座年間取引報告書をお客様に当社所定の方法により交付します。
3. 年の途中で「特定口座廃止届出書」を提出され特定口座を廃止した場合には、その翌月末までに「特定口座年間取引報告書」を交付します。(ただし「特定口座年間取引報告書」の記載対象となる期間にお取引がない場合は、発行されません。)

第13条 (契約の解除)

1. 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。
 - (1) お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する「特定口座廃止届出書」を当社所定の方法により提出したとき
 - (2) お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 1 項に規定する出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合において、同法第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する「特定口座廃止届出書」が当社に対して提出されたものとみなされたとき
 - (3) 租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する「特定口座開設者死亡届出書」の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき
 - (4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
 - (5) 理由のいかんを問わず、お客様の当社での証券総合取引口座が廃止された場合
 - (6) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又は

これらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合

(7) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合

(8) お客様の取引が公正な市場価格の形成に弊害をもたらしている、又はそのおそれがあると当社が判断した場合

(9) お客様が本口座開設申し込み時にした確約に関して虚偽の申告をしたと当社が認めた場合

(10) お客様よりお預りする資産の全部又は一部が犯罪行為により不正に取得したものであると当社が判断した場合

(11) 当社への届け出事項、取引内容、当社からの連絡や資料の提出の求めに対するお客様の回答、お客様の説明内容及びその他の事情を考慮して、お客様の口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され又はそのおそれがあると当社が判断した場合

2. 前項により本サービスが解約された際にお客様に生じた損害に対しては、当社はその責を負わないものとします。

第14条（特定口座に係る事務）

特定口座に関する事項の細目については、関係法令及びこの約款に規定する範囲内で、当社が定めるものとします。

第15条（合意管轄）

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第16条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時

期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

第17条（準用）

本「特定口座約款（特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款）」で定めていない内容に関しては、その性質上適用が困難な条項を除き、当社の「証券総合口座取引約款」の内容が適用されることとします。

以上

特定管理口座約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客様が当社に設定する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座(以下「特定管理口座」といいます。)の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条 (特定管理口座の開設)

当社に特定口座の開設を申し込む際、お客様は特定管理口座の開設も同時に申し込む必要があります。特定管理口座の開設に当たっては、お客様は当社に対し当社所定方法により特定管理口座開設の申請を行う必要があります。

第3条 (特定管理口座における保管の委託)

当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託(以下「保管の委託等」といいます。)は、原則として以下に掲げる条件のすべてを満たす場合に限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

- (1) 金融商品取引所における上場廃止の原因となる事実が、会社の解散(合併による解散を除く。)、民事再生手続開始の申立て又は会社更生手続開始の申立てのいずれかであること。
- (2) 証券保管振替機構の取扱継続期間において、証券保管振替機構が定める業務処理の方法に従うことを発行者が再度確認していること。
- (3) 証券保管振替機構の取扱継続期間において、発行者と指定株主名簿管理人との契約が継続されていること。
- (4) 証券保管振替機構の取扱継続期間において、発行者が証券保管振替機構の定める手数料を支払うこと。

第4条（譲渡の方法）

1. 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法により行います。
2. 前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文又は当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。
3. 前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式等に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すことといたします。

第5条（特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知）

特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第6条（特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算終了等の一定の事実が生じ、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を当社所定の方法にて交付いたします。

第7条（契約の解除）

1. 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。
 - (1)お客様から特定口座の廃止の届け出があった場合
 - (2)お客様から特定口座及び特定管理口座を同時に廃止する届け出があった場合、なお、お客様からの特定管理口座のみの廃止は行うことができません。
 - (3)お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に

- 定める「特定口座廃止届出書」の提出があったとき
- (4) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき「特定口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき
 - (5) お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める「特定口座開設者死亡届出書」の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
 - (6) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
2. 前項の規定にかかわらず、前項第3号又は第4号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

第8条 (合意管轄)

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第9条 (約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

第10条 (準用)

本「特定管理口座約款」で定めていない内容に関しては、その性質上適用が困難な条項を除き、当社の「特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款」及び「証券総合口座取引約款」の内容が適用されることとします。

以上

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当社に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

1. 当社はおお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当社に保管の委託がされている上場株式等に係るもの）に限ります。）のみを受入れます。
 - (1) 租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - (2) 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - (3) 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - (4) 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの。なお、累積投資取引により取得した株式のうち一株に満たない数の株式、単元未満株の取扱いについては、当社の別途定めによります。

2. 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

第3条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

1. 申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。
2. 申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

第4条（特定上場株式配当等勘定における処理）

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

第5条（所得金額等の計算）

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項及び関連政省令の規定に基づき行われます。

第6条（契約の解除）

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) 理由を問わずお客様の当社においての特定口座が廃止された場合

- (2) お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める「特定口座廃止届出書」の提出があったとき
- (3) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき「特定口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき
- (4) お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める「特定口座開設者死亡届出書」の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- (5) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき

第7条（合意管轄）

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第8条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

第9条（準用）

本「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」で定めていない内容に関しては、その性質上適用が困難な条項を除き、当社の「特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款」及び「証券総合口座取引約款」の内容が適用されることとします。

以上